

認定番号	01P-029-08
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	鹿島・東急特定建設工事共同企業体
作業所名	新区界トンネル工事事務所
作業所所在地	岩手県宮古市区界第2地割466-2
工期(自)～(至)	平成26年2月7日～平成31年3月27日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	トンネル工事、舗装工事、土工事、盛土工事
工事概要 (120字以内)	岩手県宮古市と盛岡市を結ぶ宮古盛岡横断道路のうち、最大の難所である宮古市区界～盛岡築川間を結ぶ全長約5.0kmのトンネル。本坑と避難坑からなり、内空断面積はそれぞれ94.9m ² 、15.5m ² 。復興支援道路に位置付けられ、完成すれば岩手県で最長の道路トンネルである。

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください（ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください）

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

①設置されている機器類の写真、

②冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文、
をご記載ください



冬期に -20°C 近くになる現場の寒さ対策のため、30畳ほどの広さの現場詰所に左のような2台のストーブを設置し、室温を 22°C に保った。



現場詰所内に設置された冷房。夏場は 30°C を超えるため、30畳ほどの広さの現場詰所に左のような2台のエアコンを設置し、室温を 26°C に保った。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

①飲料等の種類、②常備の状況、
を写真と文章等でご説明ください



ウォーターサーバーの設置により、飲料水がいつでも飲めるようにした。夏場の熱中症対策のため現場にポカリスエットを常備し、毎朝、昼に一杯ずつ必ず飲むことを義務づけた。



タブレットを配布し、現場での作業中または休憩時に摂取し、熱中症予防に努めた。また、冷蔵庫に経口補水液を常備し熱中症の危険がある際に飲めるようにした。

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■ 施策(一)



トンネル坑内に歩行者用の安全通路を設置し、重機と人の分離を徹底した。

■ 施策(二)



避難坑の非常駐車帯には看板でクラクション合図を徹底させるとともに、対向車の接近を赤外線で感知し、手前側のパトライトで表示し、点灯中に進入させないようにした。

■ 施策(三)



トンネル内のずり出し作業では本坑は点火場より切羽側は立ち入り禁止の表示とパトライトによる表示を実施。緊急事態での進入時はエアークーンにて全重機を止めてからの進入するルールを徹底した。

【審査項目⑤】 《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



トンネル本坑内にメタルハライドランプを設置し、照度アップを行い照明による死角を極力減らし、安全な施工ができるようにしている。

■施策(二)



トンネル本坑内に処理風量 3000m³/min の集塵機を設置した。また換気設備として伸縮風管を使用し、発破後に切羽付近まで風管口を移動させるようにすることで、効率的な換気を可能にした。風管の先端にはライトがついており、切羽の照度を確保した。

■施策(三)



本坑坑口の防音扉。発破時などに扉を閉めることで坑外への騒音を防止した。

【審査項目⑥】《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入（ICTの活用等）、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施〔助力装置導入、作業場の無段差化等〕、

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果（省人化効果、工期短縮効果、など）についての説明文を最大3施策までご記載ください（1施策につき1ポイント〔最大3ポイントまで〕）

■ 施策（一）



削孔に4ブームフルオートコンピュータジャンボを導入し、オペレーター1人に対応できるようにすることで省人化を進めた。

■ 施策（二）



トンネル掘削ずり約70万m³の盛土管理にGNSSによる盛土管理を採用し、モニターに映し出される転圧回数の色で管理することで、視覚的に分かりやすくし、オペレーターの負担を軽減した。

■ 施策（三）



門型クレーン導入により、鋼製支保工等の重量物の積み下ろし作業の負担を軽減した。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



起点側ヤード内の安全通路に
エキスパンドメタルを使用した。
降雪時に通路を歩くと通路上の
雪が通路下へ押し下げられ、除雪
される。このため、通路上の除雪
作業が不要で雪が氷化して滑りや

すくなることによる転倒を防止する効果が高まり、歩行の安全が確保された。

■施策(二)



当現場は積雪寒冷地域のため冬季における機
械修理を坑外で行うことは難しい。そのため市販
の大型テントを仮設ヤード内に設置し、ストーブで
常時温めることで重機の修理等を天候に左右され
ることなく実施でき、安全性と作業性が向上した。

■施策(三)



残土受入地は、陽を遮るものがなく、暑さの中
での作業となる。体調を確認しながら、直ぐに日陰
で休憩できるよう作業場所近辺にテントを設置した。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること



女性交通誘導員のために仮設の女性専用トイレを現場に設置した。仕様は「快適トイレ」となっている。



詰所に設置された男子トイレ。常に清潔に保たれている。

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



冷暖房付きの現場詰所。冷房2台、暖房2台を設置し、常時 22℃から 26℃適温を保つことで冬は-20℃から夏は 30℃以上になる外気温をしのげるようにしている。

【審査項目⑩】《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



現場詰所に灰皿、蓋付きの吸い殻入れ、消火器を備えた喫煙室を設置し、分煙を徹底している。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



9割の作業員が、宿舎で生活しており、宿舎に浴室を設置することで体の清潔を保てるようにした。

【審査項目⑫】 ≪健康・衛生保持のための施設、設備≫

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場内に設置された平均台。健康確認のため、毎日朝礼後渡るようにしている。

■施策(二)



休憩所に血圧測定器を設置し、毎日の健康確認ができるようにしている。

■施策(三)



腰痛対策のため、現場にぶら下がり器を設置した。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)



現場詰所に設置された更衣室。暖房装置に加え、ロッカーやハンガーがあり濡れた衣類を乾燥させることが可能。

■施策(二)



現場詰所に設置された洗面所。鏡や手洗い用の洗剤を備え、作業後の手を清潔に保つことが可能。

■施策(三)



現場詰所に設置された自販機。缶やペットボトルのゴミ箱を隣に設置し、分別を徹底。また、作業員の要望に応じて飲料の種類を変更している。

【審査項目⑬】 ≪その他、利便性向上のための施設、設備≫

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)



現場詰所に設置された電子レンジ。自由に使えるようにした。

■施策(五)



更衣室に設置された鍵つきロッカー。私物等の保管が可能。

■施策(六)



坑内作業ではヘルメットが汚れやすいため、ヘルメット洗浄機を設置し、視認性や清潔を常に保てるようにした。

【審査項目⑭】《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
について、ご記載ください



社会保険加入促進のため、上の写真の、国土交通省の労働者向け加入パンフレットを掲示し、未加入の作業員について、新規入場時教育で啓蒙を図った。また、下請会社に対し、契約時に社会保険加入の徹底を書面にて周知し、災防協においてもすべての協力会社に周知を行った。

【審査項目⑮】 《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
 - ③加入周知の方法、
- について、ご記載ください



下請会社に対し、建退協への加入を徹底するよう災防協で所長が周知した。

【審査項目⑯】《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

年間の残業時間の上限を960時間に、3ヶ月での残業時間の上限も240時間に設定した。また、1ヶ月の残業時間は80時間未満を目標に設定した。目標達成のため、所員に勤務時間を毎日欠かさず記録させ、意識付けを徹底した。残業時間が多い所員については、所長が不要不急の仕事は後日にさせるなど、働き方の見直しを直接指導した。また、他の者と交代でできる業務については交代でさせることで、一人に過重な負担がかからないようにした。休日出勤では担当業務終了次第退勤とし、朝・夕礼でのJV出席者は安全当番を中心に必要最小限の人数のみ出席とした。



さらに左のようなポスターを事務所に掲示するとともに、下請会社に配布し、現場詰所に掲示することで定時退社の啓発に努めた。

以上のような取り組みで目標については、多くの月で月80時間以上の残業者0を達成し、3ヶ月間、年間の上限目標は達成した。

【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》

4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)

※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)

審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください

- ・着工日が平成28年12月1日以前の場合
→平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績
- ・着工日が平成28年12月1日より後の場合
→着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績

期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年12月	6	6	4(日)、11(日)、18(日)、25(日)、30(金)、31(土)
平成29年1月	7	11	1(日)~8(日)、15(日)、22(日)、29(日)
2月	6	4	5(日)、12(日)、19(日)、26(日)
3月	6	5	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、26(日)
4月	7	6	2(日)、9(日)、15(土)、16(日)、23(日)、30(日)
5月	6	10	1(月)~7(日)、14(日)、21(日)、28(日)
6月	6	5	4(日)、10(土)、11(日)、18(日)、25(日)
7月	7	6	2(日)、9(日)、15(土)、16(日)、23(日)、30(日)
8月	6	10	6(日)、13(日)~20(日)、27(日)
9月	6	5	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、24(日)
10月	7	6	1(日)、8(日)、14(土)、15(日)、22(日)、29(日)
11月	6	5	5(日)、12(日)、18(土)、19(日)、26(日)
12月	7	6	3(日)、10(日)、17(日)、24(日)、30(土)、31(日)
平成30年1月	6	11	1(月)~8(月)、14(日)、21(日)、28(日)

【審査項目⑩】 ≪長時間労働の是正≫

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

定時退社推進のため、所長方針として職員全員に週1回のノー残業デーを設定させた。全体で統一するのではなく、柔軟な対応のため社員のスケジュール表を事務所に掲示し、ノー残業デーを各自で書かせることで、互いの仕事の調整をつけやすいように工夫した。こうした取り組みにより、月間4回の定時退社を達成した。

■施策(二)

月間の土日祝日の日数分の休日の取得を目標に設定した。月初めに、トンネル掘削や機電などグループ単位の休暇計画を立て、シフト計画は事務所に掲示した。また、交代で長期休暇を所定より長く取るように推奨した。こうした取り組みで職員の休日取得目標以上の休日取得を達成した。

■施策(三)

休日出勤分の振休・代休取得を目標とした。代休のスムーズな取得のため、半日代休の制度を整備し、単身赴任者が帰宅のために月曜の午前中や金曜の午後に休みが取れるようにした。また、休日の半日出勤も認めた。こうした取り組みで職員の代休取得目標以上の代休取得を達成した。

【審査項目⑱】 《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください



現場詰所で行われた足場特別教育の様子。足場の組立て等特別教育講師の資格を持つ社外講師(大興物産株式会社)を招いて、足場及び作業の方法に関する知識や、労働災害の防止に関する知識、関係法令について講義を行った。



工事を管理監督する立場にある若手技術者に対し、建設業労働災害防止協会より講師を招いて、安全衛生教育を行った。

【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



避難坑内での職長会による安全パトロールの様子。参加職長の人数など、パトロールの記録を職長会として管理している。

■施策(二)



2017年10月に行われた安全表彰の様子。元請社員の推薦により、現場の安全に貢献した作業員を表彰した。

■施策(三)



工事施工に従事する作業員の体幹(筋力・バランス感覚)を鍛えることで、つまずき・転倒災害の防止を図るべく、「けんせつ体幹体操」を実施した。

【審査項目①】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)



現場に並行する山田線の線路側に復興支援道路であることをPRする工事仮囲いをした。

■施策(二)



現場見学会を積極的に行い、2000名以上の方に見学をしてもらった。

■施策(三)



2017年9月に地域イベントであるオータムフェスタ in 区界に出展し、現場紹介のパネルや重機の模型の展示、高所作業車の乗車体験などを行った。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	3
⑦	最大3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X: 14

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	3
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	3

合計 Y: 26

総合計: 40

認定基準

32 ≦ 快適職場(プラチナ)

28 ≦ 快適職場

すべての要件を満たしたため、満点としました。